

朝来市 地域協働の指針 (概要版)



平成20年(2008年)3月

第2次分権型社会システム検討懇話会

朝来市

(1) 朝来市のまちづくりの方向、そして地域協働の指針とは

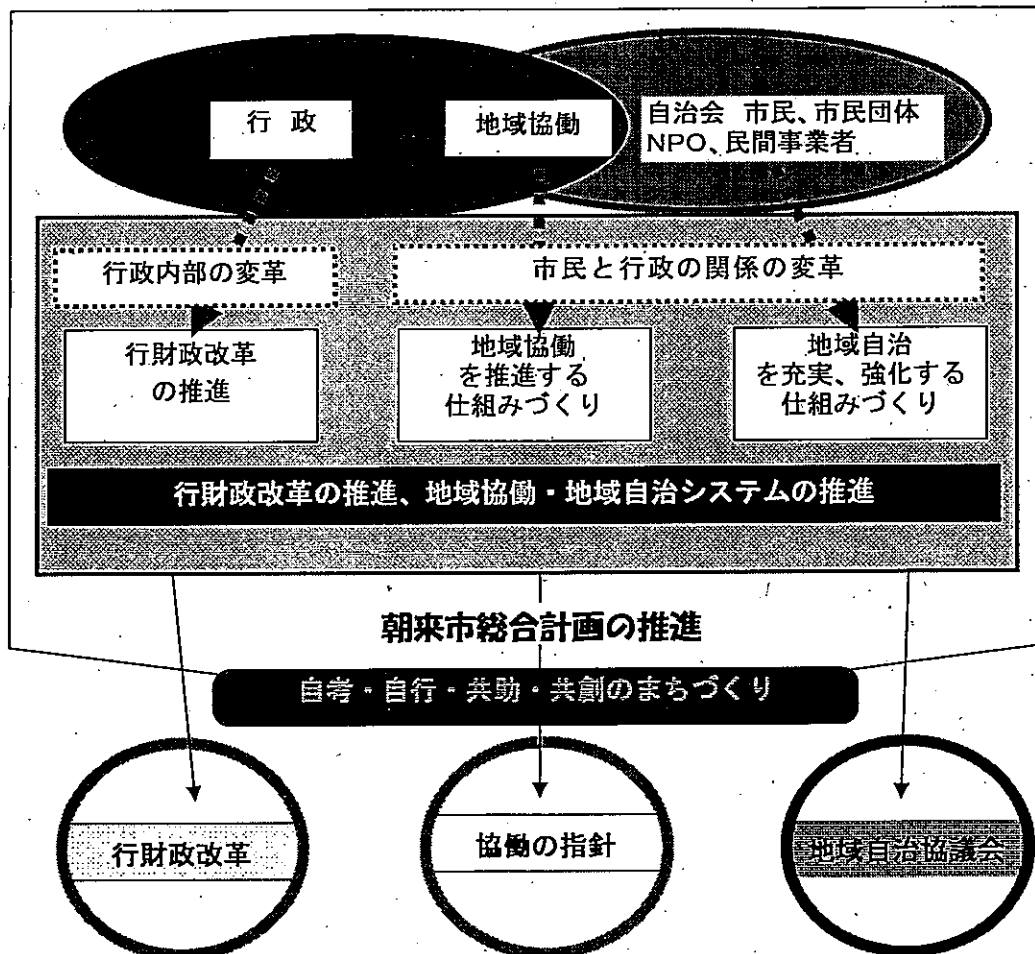
朝来市のまちづくりの方向は、平成19年に策定された『第1次朝来市総合計画』に示されているとおり「**自考・自行、共助・共創のまちづくり**」を基本理念に、市民と行政がそれぞれの役割と機能を分担する『**地域協働・地域自治システム**』をつくり、市民が主体となった新しい時代に相応しいまちづくりに取り組んで行くことを基本としています。

「**地域協働・地域自治システム**」とは、朝来市の各地域のまちづくりを、市民や自治会をはじめとする市民団体、地域団体、民間事業者等と行政がそれぞれ自主的に、責任を分担し合い、連携・協力して取り組んでいこうという方法です。主体となる地域住民が、地域に必要なことや地域課題の解決に向けて、地域で考え、行動することを基本とし、より広い範囲で取り組んだ方が良いことは、小学校区や全市で対処していきます(図1)。

地域協働では、地域自治協議会をはじめとする市民と行政が共に智慧を出し合い、汗をかきながら進めていくことが求められます。

地域協働でまちづくりを進めるときの市民(地域住民)と行政の間の協力・連携の考え方や取り組み方を明らかにするのが『**地域協働の指針**』です。

図1 地域協働・地域自治のシステム



(2) 朝来市をとりまく状況

- 人口は(約3万4千人)、今後も減少傾向が続くと思われます。
- 少子高齢化が進み(現在高齢化率約28.3%)、今後集落の安定した運営が困難になるところや、限界集落と言われる地域では集落の存続さえ危ぶまれるところも出てくると予想されます。
- 税収減、行政に対するニーズの拡大、さらに地方交付税の縮小などで、朝来市の財政状況は今後より厳しい状況になることが予想されます。
- 朝来市の地域協働の基盤となる「地域自治協議会」についても、既に設立された地区もありますし、多くの地域で設立に向けての動きが始まっています。
- 朝来市も、地域自治を応援する仕組みをつくるなど、自治体経営の効率化や市民起点の行政への転換に取り組んでいます。

(データはいずれも平成17年国勢調査による)

(3) 地域協働の必要性

- 多様化する公共サービスを誰がどうやって担うのか?
- 少子高齢化時代にあって市民がいきいきと元気に、住みやすい地域づくりをめざしていくためにはどうしたらいいのか?
- 持続可能な地域をつくるためにはどうしたらいいのか?

- まずは、市役所の行財政改革・組織改革の徹底等更なる努力が必要です。
- そして、市民一人ひとりの英知を結集させながら、地域自治協議会をはじめとする市民と行政が共に汗をかき、力を合わせいくことが求められています。

- そこで、多様な主体(自治会、各種団体、市民活動団体、ボランティア団体、NPO、民間事業者、学校等)の参画と連携により公共サービスを提供していくという「地域協働」の仕組みを早急に確立することが、分権型社会に対応した活力あるまちづくりにつながっていくものと考えています。(図2)

(4) 地域協働とは

「地域協働」とは、まちづくりの共通目標(住みよい地域づくりや福祉、安全、環境保全、文化、教育などの地域課題の解決など)を達成するために、市民、行政、事業者などの地域の複数の主体(組織)が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、役割を担い合い、相乗効果を発揮して、より大きな成果を生み出すための取り組みのことを言います。

朝来市では、自治会を中心として様々な団体や個人が参加する地域自治協議会が「地域協働」における大きな存在となります。


地域の課題を解決するための方策やこれまで行政が中心に行っていた公益・公共サービスを、地域を代表する地域自治協議会と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくという取り組みを朝来市における「地域協働」と言います。

図2 市民と行政の新しい関係

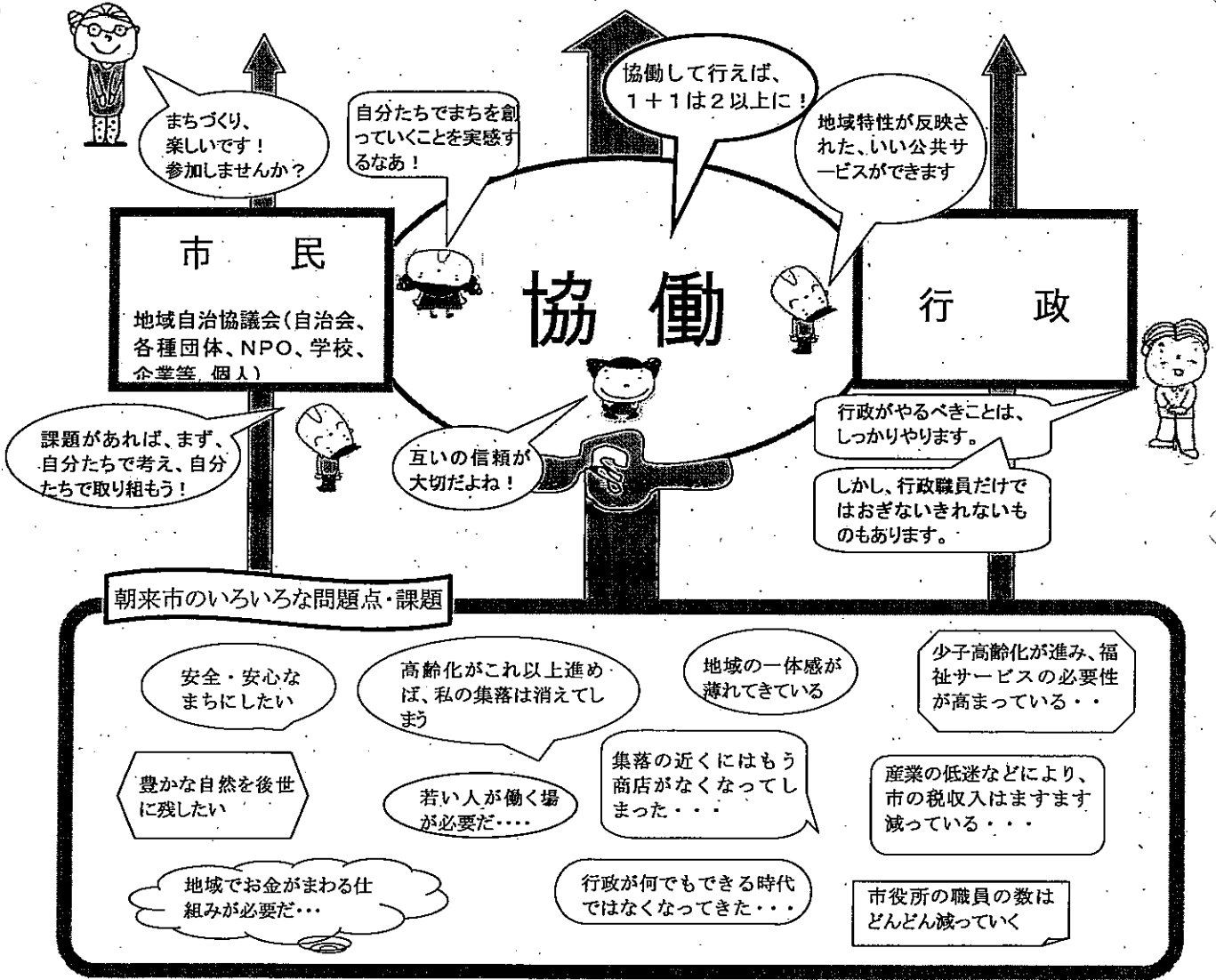
こんなまちにしたい
こんなまちになってほしい

人と緑 心ふれあう交流のまち 朝来市

人にやさしく 自然にやさしい 安心できるまちづくり
 住む人・来る人 心ときめくまちづくり
 健康で 生きがいを実感できるまちづくり
 心豊かな 教育・郷育・共育のまちづくり
 みんなが主役 住み続けたいまちづくり



自考・自行、共助・共創のまちづくり



(5) 協働の効果は

【市民にとって】

- 市民が実施に関わることによって、地域の実情にあったより効果的な公共サービスの向上が期待できる
- 市民活動が促進され、活動団体等が成長するとともに、社会からの信頼が高まってくる
- 地域自治力が向上し、住民満足度の高い地域づくりや新しい公共サービスの担い手になる

【地域にとって】

- 地域に必要なことを、自分たちで決め、自分たちで実行できる
- 地域内の人間関係が広がり、面識社会ができる
- まちづくりへの参加意識・意欲が高まる
- 公共サービスの提供を、事業として展開できる

【行政にとって】

- 市民ニーズに効果的に対応でき、その結果行政施策の効率化を図ることができる
- 協働により生じた余裕資源を、新たな課題に振り向けることができる
- 職員の意識改革ができる
- 行政組織のスリム化、コストダウンにつながる
- 協働の取り組み過程から、市民の声を把握できる
- 市民との信頼関係が構築できる

(6) 協働の主体は

- ◆地域協働の市民サイドの主体（当事者）は、自治会、各種団体、市民活動団体、ボランティア団体、NPO、民間事業者、学校等です。
- ◆地域協働に密着した活動をしている組織・団体は、原則として小学校区を単位とする地域包括的な組織である地域自治協議会に参加し、協議会を通して協働事業に参加します。これは、様々な組織・団体で構成されていることのメリットを活かすためです（例えば、子どもの見守り活動において、協議会が窓口になると、PTA、自治会、老人クラブ等幅広い団体で対応できます）。
- ◆個人は、それぞれの組織・団体に参加することを通して、あるいは協議会に個人参加することによって地域協働に参加します。もちろん、専門的な活動など、個別団体との協働がなくなるわけではありません。

図4 地域自治協議会を基盤とした地域協働のかたち

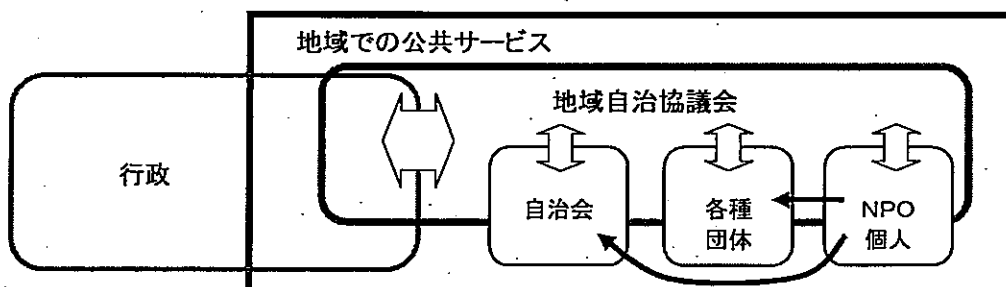
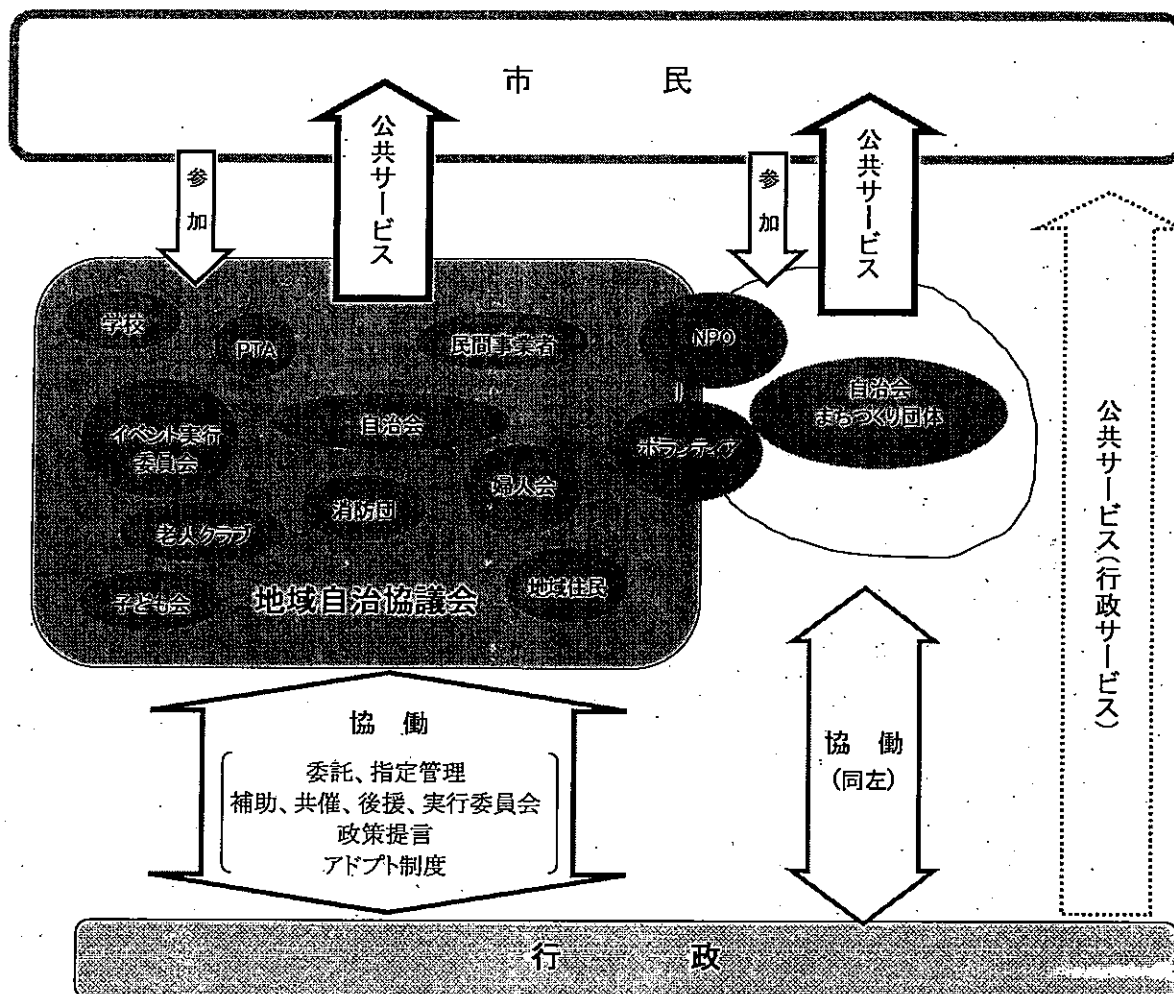


図3 地域協働の主体と行政の関係

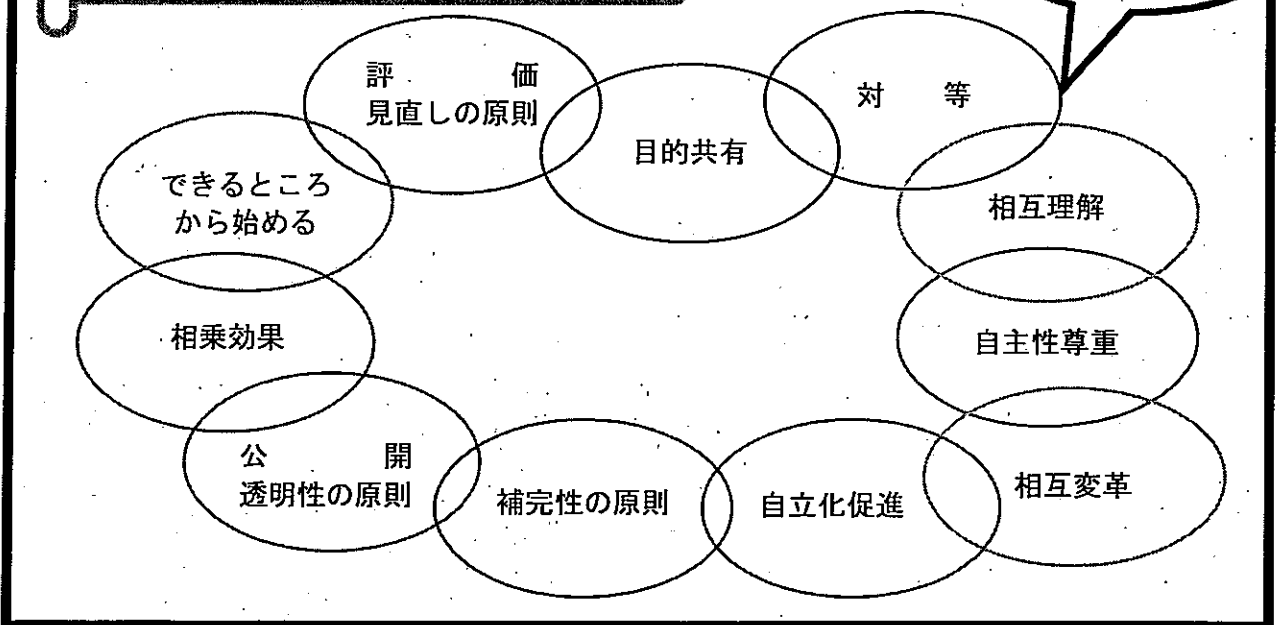


(7) 地域自治協議会の役割

- 地域には、住民の安心・安全の確保、生活の利便性の向上、美しい自然環境や町並みの保全、高齢者や障がいを持つ方への支援、子育ての応援・青少年の健全育成、産業の活性化、祭りや地域文化の伝承など、地域住民に広くかかわる公共的な活動がたくさんあります。
- これらの活動や取り組みを進めているのは、住民自身であったり、行政であったりしていますが、地域住民が、行政と共に公共サービスを提供する側に参加することによって、より地域の実態に応じた丁寧なサービスが可能となります。
- ただし、地域のすべてを地域住民が担うというのではなく、行政が直接行うこともありますし、区を始め、いろいろな団体、事業者、個人が行うこともあります。これらの多くの活動を無駄がないように、連携しながらより効果が上がるように調整する役割が必要となります。それを地域自治協議会が担います。
- 地域自治協議会がうまく機能するためには、一地域に一つだけ設置される地域の公的自治機関として、自治基本条例によって位置づけられる必要があります。

(8) 朝来市の地域協働の原則

朝来市の地域協働の原則はこの11個です。



地域協働の原則とは、協働事業を共に進めていく際に、互いに理解しておかなければならない両者の関係、協働事業の関係者の社会に対する態度、協働事業を進めやすくするコツ・留意点などからなっています。
地域協働を進めていくためには、これらの原則をお互いに理解することが重要です。

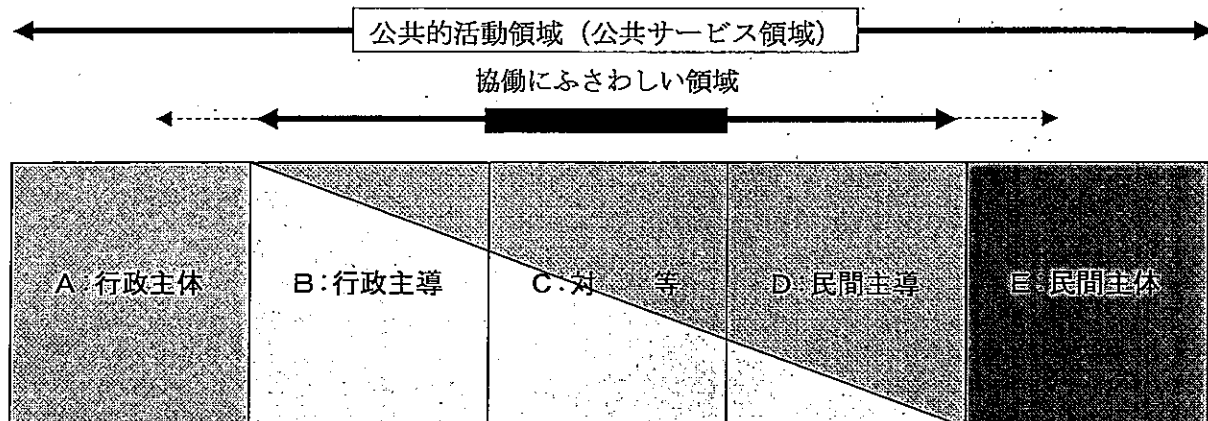


目的共有	行動にあたっては明確な目標と成果の規準を共有しよう。
対等	協働に関係する当事者はすべて対等の関係でなければなりません。
相互理解	連携する相手の考え方、価値観、行動の仕方などを互いに理解し合おう。
自主性尊重	自主的、自発的に行動するときその力を最大限に発揮できます。
相互変革	相手に合わせたり、両者をもっとよい考え方、やり方に変わっていこう。
自立化促進	市民団体、地域組織はまだ組織力や運営力が弱く、当面は行政から一定の支援が必要ですが、力を付けていき、常に自立を心がけていこう。
補完性の原則	まず地域から課題を発見し、解決する行動をはじめよう。それでできないことはもっと広い範囲で取り組もう。
公開・透明性の原則	税金を資金とした活動では、その用途を明確にするなど説明責任を果たすことが大切です。また、広く地域住民の方の参加を求め、新たな人材を発掘しよう。
相乗効果	それぞれの団体が単独でやるより、もっと大きな効果を発揮できるのが協働の値打ちです。
できるところから始める	まず、協力・連携して、できるところからやってみよう。
評価・見直しの原則	事業が終了したら、進め方、成果等について評価を行い、今後の参考としよう。また、どんな事業も常に見直ししていこう。

(9) 協働の領域 (協働にふさわしい領域・分野)

まず、公共的活動全体 (公共サービス) があり、その中に「協働」で行うことがふさわしい領域があります。

固定した協働の領域というものがあるわけではありませんが、公共的活動領域を行政主体のもの、民間主体のもの、その中間的なものに整理すると下図のようになります。



(10) 協働のかたち

共催、後援	共催は、市民と行政が協力しながら事業を行う手法です。企画段階から実施修了まで協力し合うことで互いの信頼関係を深めることが可能となります。後援は、行政が民の事業を応援することを表明するもので、間接的な支援となります。
情報提供、意見交換	互いが持つ情報を提供し、それを活用しながら具体的な実施に向けた協議、調整の場をつくります。
政策提言	市民の多様なアイデアや発想を、政策、事業に反映し、事業の実施を支援します。
実行委員会	様々な主体が集まり、共同主催者として事業を行います。企画段階からの協働が可能で、それぞれの特性を活かした事業の展開が可能となります。
補助・助成	公共的事業を行う団体に資金的な支援を行うことで、公益を実現していきます。また、団体の活動のは場を広げることができます。
委託	行政が行うべき事業を地域団体・NPO、民間企業等の特性を活かせるよう委託することで、より効果的に公共的事業の実施が可能となります。
アドプト制度	地域団体等が公共施設の里親となり、美化活動等の管理を担い、市は保険加入や物品の支給などを行います。

(11) 地域協働を支えるために（地域協働支援策）

朝来市の協働支援策	地域協働を進めやすくする環境づくりとして	自治基本条例による位置付け① 地域自治包括交付金の創設② 地域支援職員制度、協働研修など 女性や若者が参画しやすい環境づくり
	地域協働の当事者（担当部署）として	地域協働の指針策定 地区別懇談会・市長ふれあいトークの実施、 出前講座の開設 支所等公共施設の有効活用 行政施策の協働事業の仕分け 情報共有、参画機会の拡充

① 自治基本条例による位置付け

自治基本条例とは、自治体経営（運営）の基本ルールを定めたもので、自治体の憲法というべきものです。地域経営の基本方針、行政組織と議会のあり方、市民参加のあり方、地域協働・地域自治のあり方、情報公開などがおもな構成要素となります。

地域自治協議会を地域の公共的自治機関とするためには、今後、自治基本条例でそのかたちと役割等をきちんと位置づけておく必要があります。

② 地域自治包括交付金制度の創設

地域自治包括交付金は、地域自治協議会の創意と工夫による地域づくり活動を促進するために交付されるもので、地域課題への取り組み、協働事業、自主事業、イベント等ソフト事業などに活用できるようにします。また、地域自治協議会の自主的判断に基づいて、地域の実情に照らしながら用途を決定できるようにします。その用途明細については、市民に広く公開されることが求められます。

		協働研修と経験の交流
市民のパワーアップ方策	地域自治協議会として	地域座談会への参加 協働事業の推進① 女性や若者が活躍できる機会づくり②
	一般市民として	地域座談会への参加 協働研修、出前講座への参加 女性や若者が活躍できる機会づくり②

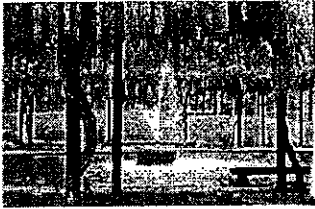
① 協働事業の推進

協働事業を推進することによって、地域の実態に応じた丁寧なサービスが可能となるとともに、いきいきとした元気ある地域づくりが可能となります。協働事業がふさわしいとされる事業については、地域自治協議会をはじめ関係する団体が協働事業を前向きに検討し、出来るところから進めていくことが求められます。

② 女性や若者が活躍できる機会づくり

地域組織づくりにあたっては女性や若者が活躍できるように適切な役割を用意するとともに、役職への制約をなくす必要があります。さらに、地域活動においては、女性や若者に適した活動があります。これらは、できるだけ女性や若者に任せてみることも大切です。

(12-1) 朝来市の地域協働の事例



「大町公園」の管理・運営（藤まつりの実施等）（和田山町）

地元住民による大町公園管理組合が和田山町白井区にある大町公園の管理と毎年5月上旬頃に開催される藤まつりを運営している。藤まつり期間中は、数万人の訪問者がある。入園料の収入で、管理組合が園内に直径5mの水車や茅葺屋根の水車小屋を設置した



「生野まちづくり工房井筒屋」の整備、運営

「生野まちづくり工房井筒屋」は井筒屋運営委員会が管理運営を行い、まちづくりの拠点として活用されている。井筒屋を核としたまちづくりソフト事業の実施。ひなまつり、七夕祭り、もち花作りなどのイベントの他、特産品開発・販売を行っている



花いっぱいのもちづくり

朝来市のアドプト制度を活用して、地元住民が市内各所で「花いっぱい運動」に取り組む（道路端、公園、公共施設）。参加は、個人、集落、学校、事業者等32団体

旧朝来町域では個人の庭などを公開する「オープン・ガーデン」も開催されている



地域づくり支援事業

市内の区が行う道路、公園整備等の公共事業（ハード、ソフト）への補助制度

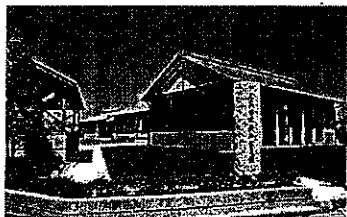


与布土地域自治協議会の設立と運営

与布土地域自治協議会の運営

- ・「よふど通信」の発行、ホームページの作成
- ・まちづくり計画策定の取り組み（学習会、視察、住民アンケート）
- ・休耕田の活用（コスモス畑）、温泉への沿道に薬ボタン・曼珠沙華を植栽
- ・自然観察会、子どもキャンプ、ふれあいウォーキング
- ・見守り活動の組織再編
- ・歴史座談会、出前講座等各種講座・講習会の開催

(12-2) 他地域での地域協働の事例



① 公民館等の指定管理者制度適用により住民組織が管理・運営を代行 (三重県名張市)

名張市内の16の公民館(市民センター含む)を、地域自治組織である地域づくり委員会等が指定管理者制度の適用を受けて管理運営している(平成18年9月より平成21年3月末まで)。委託費は地域づくり委員会等の活動資金として活用されている。



② 地域が運営するコミュニティ・バス(三重県松阪市)

松阪市では、住民が名乗りを上げた地区と市が協議し、コミュニティ・バスを運行する「バス立候補制度」を設けている。黒部・東地区では、地元住民らでつくる「黒部・東地区公共交通運行協議会」で知恵を出し合い、コース、時刻表を検討し決定している。公共交通維持のために協議会と市が協力する地域参画型で運行を行っている。費用は、利用者運賃(100円)、県の補助、地区の各世帯が年間800円を出しあい、不足分約440万円を市が負担している。



④ 地域自治組織による宿泊研修施設の運営、商業施設の経営等 (広島県安芸高田市高宮町川根地区)

広島県安芸高田市高宮町川根地区では、昭和52年に過疎地におけるまちづくりを推進するために全戸加入の川根振興協議会が発足。平成4年、川根中学校が統合のため廃校になった跡地に、旧高宮町が宿泊研修施設として「川根エコミュージアム」を設置。振興会を中心として老人会、女性会等20団体が出資し同運営協会を設立し、町の助成も含め約740万円の基本財産を積み立てた。管理運営(経営)は同運営協会が行っており、年間約8,000人の集客がある。自主事業として、「川根地域づくり大学」や「はたるまつり」「せいりゅうまつり」などのイベントも好評。

周辺には、特産の柚を使った商品開発を行うグループ、ラベンダーを使った香りグッズを制作する女性グループ「ファミリー・ねこの手」などのコミュニティ・ビジネスが盛ん。

JA経営の小売店とガソリンスタンドが平成2年に閉鎖された後を、住民が一戸あたり1,000円を出資し引き取り、地元企業に運営を委託している。

第2次分権型社会システム検討懇話会開催経過

第1回	平成19年9月19日(水)	和田山ジュピターホール
第2回	平成19年10月15日(月)	さんとう緑風ホール
第3回	平成19年11月12日(月)	生野就業改善センター
朝来市内現地視察	平成19年12月3日(月)	朝来、生野
第4回	平成19年12月12日(水)	あさご・ささゆりホール
第5回	平成20年1月22日(火)	和田山ジュピターホール
第6回	平成20年2月19日(火)	あさご・ささゆりホール
第7回	平成20年3月18日(火)	さんとう緑風ホール
市民フォーラム	平成20年3月22日(土)	あさご・ささゆりホール

第2次分権型社会システム検討懇話会委員名簿

氏名		氏名	
1	中川 幾郎	16	野口 かほる
2	上田 繁	17	松岡 あゆみ
3	藤井 義正	18	中島 明子
4	佐藤 晴英	19	増子 裕子
5	藤原 捷好	20	海崎 陽一
6	西村 繁	21	松原 慎吾
7	松上 のり子	22	早崎 賢治
8	小出 美穂	23	米田 義和
9	藤原 松野	24	山根 正博
10	小島 政代	25	夜久 隆亮
11	三浦 健太	26	佐藤 真悟
12	青田 とも子	27	小山 幸世
13	山田 覚	28	西村 仁美
14	嵯峨山 正	29	桐山 俊行
15	松本 早正	30	足立 達夫



発行日 平成20年3月22日
 発行者 第2次分権型社会システム検討懇話会、朝来市
 連絡先 朝来市企画部まちづくり推進課
 〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1
 電話 079-672-6137 FAX 079-672-4041